

松田町総合戦略審議会設置要綱

(目的)

第1条 松田町におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、松田町総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 産業、行政、大学、金融、労働、言論等に係る関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、後任者が任命されるまで在任する。

2 委員は、再任することができる。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は公開を原則とする。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第7条 会議は、その所掌事項に係る専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会の運営等については、別途定めるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この告示は、平成27年7月1日から施行する。